

example

〔1〕 「学校保健安全法（平成 27 年 6 月改正） 第二章 学校保健」について、各問いに答えなさい。

問 1 次の記述は、「第二節 健康相談等」である。

空欄 、 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

解答番号は 、。

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

① 健康診断

② 救急処置

③ 生活態度

④ 健康観察

⑤ 健康状態

example

〔3〕「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて（平成 27 年 9 月 11 日文部科学省事務連絡）別紙」について、各問いに答えなさい。

問 1 次のア～エは、「9 心臓の疾病及び異常の有無の検査（規則第 7 条第 6 項関係）」についての記述である。その記述の正誤の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 。

ア 検査に当たっては、あらかじめ保健調査等によって心臓の疾病等に関する既往症、現症等を把握しておくこと。

イ 検査は心電図検査のみを行うものとする。

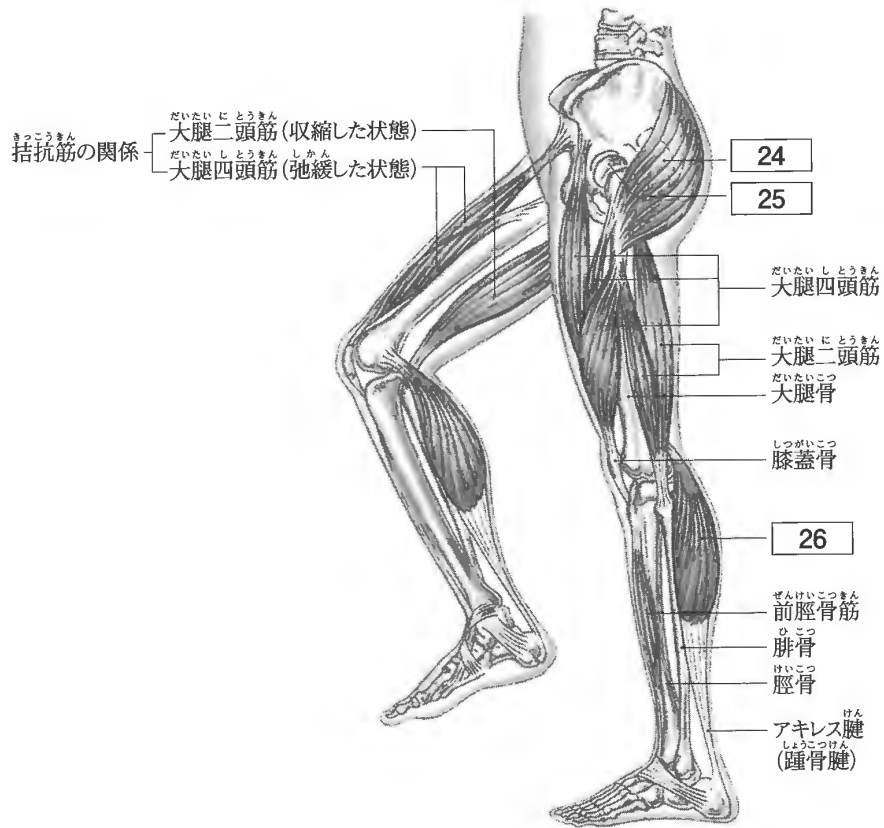
ウ 児童・生徒に、検査の目的や方法について説明し、検査に対する不安や緊張感を取り除くこと。

エ 心電図記録中に不整脈を見いだしたときは、別に、通常の倍以上の記録を行うこと。

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | ア 正 | イ 誤 | ウ 正 | エ 正 |
| ② | ア 正 | イ 正 | ウ 誤 | エ 正 |
| ③ | ア 誤 | イ 正 | ウ 正 | エ 誤 |
| ④ | ア 正 | イ 誤 | ウ 正 | エ 誤 |

example

〔9〕 次の図は、下肢のおもな骨と筋肉を示したものである。図の空欄 24 ～ 26 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選りなさい。解答番号は 24 ～ 26。



- | | | |
|--------|------------|--------|
| ① 腓腹筋 | ② 大殿筋（大臀筋） | ③ 座骨 |
| ④ 半腱様筋 | ⑤ 大腿骨頭 | ⑥ 半膜様筋 |
| ⑦ 縫工筋 | ⑧ 大腿直筋 | |

〔14〕「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉（令和6年3月公益財団法人日本学校保健会）」について、各問いに答えなさい。

問1 次の記述は、「Ⅱ 学校における感染症への対応 2. 学校における感染症への対応」の一部である。空欄 33、34 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選べなさい。解答番号は 33、34。

4) 就学時の健康診断と感染症

市（特別区を含む。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行い、就学時健康診断票を作成し、健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。感染症の予防には予防接種の果たす役割が大きいことから、就学時健康診断票には、33 に規定されている定期の予防接種の接種状況を確認する欄がある。確認すべき定期の予防接種の対象は、インフルエンザ菌b型感染症、肺炎球菌感染症、ポリオ（急性灰白髄炎）、BCG、百日咳^{せき}、ジフテリア、破傷風、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、34 である（令和6（2024）年3月現在）。

学校は、感染症の発生防止及び集団発生の際の措置を行うに当たって、予防接種歴は重要な情報となることから、入学予定の幼児の予防接種歴を把握し、入学後、未接種の場合は予防接種にかかる情報提供等に活用する。

- | | | |
|----------|---------|----------|
| ① 感染症予防法 | ② 帯状疱疹 | ③ ロタウイルス |
| ④ B型肝炎 | ⑤ 予防接種法 | |

問2 次の記述は、「第5章 給食の時間における食に関する指導 第1節 学校給食とは
4 特別活動における学校給食の位置付け」の一部である。空欄 40 ～ 42 に当ては
まる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は 40 ～ 42。

(1) 活動内容

特別活動では、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」について、
自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食
事を通してよりよい人間関係や 40 が育まれるようにするものであることが求められ
ています。

給食の時間は、楽しく食事をすること、健康に良い食事のとり方、給食時の清潔、食
事環境の整備などに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を
通してよりよい人間関係の形成を図ります。そして、適切な給食時間を確保した上で、
給食の準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導する必要があります。

また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや 41 といった食習慣
の乱れに起因する肥満などの生活習慣病、食物アレルギー等の問題が指摘される現在、
家庭との連携が今後更に重要になります。心身の健康に関する内容にとどまらず、自然
の恩恵への感謝、 42 、食糧事情などについても各教科との関連を図りつつ指導を行
うことが重要です。

- | | | |
|--------|-------|--------|
| ① 欠食 | ② 責任感 | ③ 孤食 |
| ④ 社交性 | ⑤ 食文化 | ⑥ 地産地消 |
| ⑦ 食品ロス | ⑧ 自立性 | |

[17] 「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践 [平成 30 年度改訂版] (文部科学省) 第Ⅱ章 学校環境衛生基準」について、各問いに答えなさい。

問 1 次の記述は、「第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準 2 採光及び照明」の一部である。空欄 46、47 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選りなさい。解答番号は 46、47。

検査項目	基 準
(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx (ルクス) とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20 : 1 を超えないこと。また、46 を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500 ～ 1000 lx 程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100 ～ 500 lx 程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。) Z 9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。

(略)

検査項目	基 準
(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 47 以内の範囲に輝きの強い光源 (昼光の場合は窓) がないこと。 (イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。

- ① 10 : 1
- ② 13 : 1
- ③ 15 : 1
- ④ 10°
- ⑤ 15°
- ⑥ 20°